

新規許可申請に必要な書類一覧(法人)

1	古物商・古物市場主許可申請書
2	定款(謄本)
3	登記事項証明書
4	役員にかかる必要書類 ※ ここで言う役員とは、株式会社の取締役及び監査役、合同会社等の業務執行社員、事業協同組合の理事及び監事等として登記されている人です。
	(1) 最近5年間の略歴を記載した書面
	(2) 住民票の写し(本籍(外国人にあつては国籍等)が記載されたもの)
	(3) 古物営業法第4条第1号から第8号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面
	(4) 市町村(特別区を含む。)長の証明書 (本籍地の市区町村が発行する準禁治産者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の証明書)
5	選任する管理者にかかる上記(1)、(2)、(4)の書類 (選任する管理者が、法人役員の場合は不要)
6	選任する管理者が古物営業法第13条第2項各号に掲げる者にいずれも該当しないことを誓約する書面
7	URLの使用権限を疎明する資料(ホームページ利用取引をする場合のみ必要)

提出先:主たる営業所を管轄する警察署の生活安全課

申請手数料:19,000円(静岡県収入証紙)

※ 上記2~6の書類については、発行日または作成日が3か月以内のものを提出してください。

※ 「URLの使用権限を疎明する資料」とは「プロバイダ等からのドメイン割当通知等の写し」やドメイン取得サイトにある「ドメイン検索」、「WHOIS検索」を実施し、検索結果を印刷したもの等のことで、届け出たドメインが被許可者の名義で登録されていることが確認できる資料のことを言います。

正本を提出してください。

記載例

別記様式第1号その1(ア)(第1条の3関係)

資料区分	11	受理年月日	5.令和	年	月	日
受理警察署	()署	許可年月日	5.令和	年	月	日
許可証番号						

古物商
古物市場主
許可申請書

古物営業法第5条第1項の規定により許可を申請します。

令和 〇年 〇月 〇日

静岡県公安委員会 殿

申請者の氏名又は名称及び住所
静岡県静岡市葵区〇〇町〇番地の〇
株式会社静岡企画
代表取締役 静岡一郎

許可の種類	1.古物商 2.古物市場主	法人名称、住所は登記どおりに記入してください。
氏名	(フリガナ) シス・オカキカク	
又は名称	(漢字) 株式会社静岡企画	
法人等の種別	1.株式会社 2.有限会社 3.合名会社 4.合資会社 5.その他法人 6.個人	
生年月日	西暦 明治 大正 昭和 平成 令和 年 月 日 0 1 2 3 4 5	生年月日は記載不要です。
住所	静岡県 静岡市葵区 〇〇町〇番地の〇 電話 (###) ##### - ##### 番(内線) 本(国)籍 ()	行商の別は営業所以外の場所で売買する場合には「する」としてください。
行商をしようとする者であるかどうかの別	1.する 2.しない	
主として取り扱うとする古物の区分	01 美術品類 02 衣類 03 時計・宝飾品類 04 自動車 05 自動二輪車・原付 06 自転車類 07 写真機類 08 事務機器類 09 機械工具類 10 道具類 11 皮革・ゴム製品類 12 書籍 13 金券類 (いずれか1つに0を付けること)	
代表者種別	1.代表者 2.役員 3.法定代理	主として取り扱う古物の区分を1つ選択してください。
氏名	(フリガナ) シス・オカ イチロウ (漢字) 静岡 一郎	氏名、住所は住民票のどおりに記載してください。
生年月日	西暦 明治 大正 昭和 平成 令和 年 月 日 0 1 2 3 4 5	生年月日は日本人は和暦、外国人は西暦で記載してください。
住所	静岡県 静岡市葵区 〇〇町〇番地の〇 電話 (###) ##### - ##### 番(内線) 本(国)籍 ()	

記載要領

- 1 最上段及び太枠右側の細枠内には記載しないこと。
- 2 不要の文字は、横線で消すこと。
- 3 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。

役員が複数いる場合に記載してください。
 (社内役員のほか、社外役員も含め登記されている役員は全員記載してください。)

別記様式第1号その1(イ)(第1条の3関係) (/)

資料区分	1 2	受理年月日	5. 令和	年	月	日
受理警察署	(署)	許可の種類	1. 古物商 2. 古物市場主			
許可証番号		許可年月日	5. 令和	年	月	日

代 表 者 等	種 別	1. 代表者 ② 役 員 3. 法定代理人								
	氏 名	(フリガナ) シス オカ ハナコ (漢 字) 静岡 花子								
	生 年 月 日	西曆	明治	大正	昭和	平成	令和	年	月	日
		0	1	2	3	④	5		○	○
住 所	静岡 都道 静岡市葵 市区 府県 町村									
	〇〇町〇番地の〇 電話 (###) ##### - ##### 番 (内線)									
代 表 者 等	種 別	1. 代表者 2. 役 員 3. 法定代理人								
	氏 名	(フリガナ) (漢 字)								
	生 年 月 日	西曆	明治	大正	昭和	平成	令和	年	月	日
		0	1	2	3	4	5			
住 所	都道 市区 府県 町村									
	電話 () - 番 (内線) 本(国)籍 ()									
代 表 者 等	種 別	1. 代表者 2. 役 員 3. 法定代理人								
	氏 名	(フリガナ) (漢 字)								
	生 年 月 日	西曆	明治	大正	昭和	平成	令和	年	月	日
		0	1	2	3	4	5			
住 所	都道 市区 府県 町村									
	電話 () - 番 (内線) 本(国)籍 ()									

記載要領

- 1 最上段及び太枠右側の細枠内には記載しないこと。
- 2 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。

別記様式第1号その2 (第1条の3関係)

(/)

資料区分	13	受理年月日	5. 令和	年	月	日
受理警察署	() 署	許可の種類	1. 古物商 2. 古物市場主			
許可証番号		許可年月日	5. 令和	年	月	日
所轄警察署	() 署					
営業所等所在都道府県		営業所等整理番号				

主たる営業所	形態	① 営業所あり 2. 営業所なし 3. 古物市場				
	名称	(フリガナ) シス・オカクカクホンテン	住所が同じ場合でも、営業所名称と電話番号は記載してください。			
		(漢字) 静岡企画本店				
	所在地	(住所又は居所と同じ場合は、記載を要しない。)				
	静岡 都道府県 静岡市葵 市区	実際に取り扱う予定の区分全てを選択してください。				
	△△町△番地の△	電話 (###) ##### - ##### 番 (内線)				
取り扱う古物の区分	① 美術品類 02 衣類 03 時計・宝飾品類 04 自動車 05 自動二輪車・原付 06 自転車類 07 写真機類 08 事務機器類 09 機械工具類 ⑩ 道具類 11 皮革・ゴム製品類 12 書籍 13 金券類					
古物市場管理者	氏名	(フリガナ) シス・オカ イチロウ	代表者＝管理者、役員＝管理者の場合にも忘れずに記載してください。			
		(漢字) 静岡 一郎				
	生年月日	西暦 明治 大正 昭和 平成 令和 年 月 日				
	0 1 2 3 ④ 5					
住所	静岡 都道府県 静岡市葵 市区					
	〇〇町〇番地の〇	本(国)籍 ()				
	電話 (###) ##### - ##### 番 (内線)					

記載要領

- 1 最上段及び太枠右側の細枠内には記載しないこと。
- 2 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。

インターネットを利用して取引相手と非対面で古物の売買をする場合には「用いる」、しない場合には「用いない」に○をつけて提出してください。

別記様式第1号その4（第1条の3関係）

電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供する方法を用いるかどうかの別

①.用いる 2.用いない

送 信 元 識 別 符 号

h	t	t	p	:	/	/	w	w	w	.	p	r	e
				ゴロン	スラッシュ	スラッシュ							
f	.	S	h	i	z	u	o	k	a	.	j	p	/
			アイ									スラッシュ	
p	o	l	l	e	/	S	h	i	n	s	e	/	s
	エル	エル			スラッシュ		アイ				スラッシュ		
e	i	k	a	t	S	u	/	k	o	b	u	t	①
	アイ					スラッシュ							
②	/	S	h	o	r	u	I		h	t	m	l	
	スラッシュ						アイ	アンダーバー			エル		

数字は○で囲む

大文字か小文字かを判別できるように記載

誤読しやすいものにはフリガナを記載

記載要領

- 1 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
- 2 送信元識別符号の英字は、点線を参考にして、活字体で記入すること。
- 3 送信元識別符号のうち誤読されやすいものには、適宜フリガナをふること。
- 4 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

誓約書

私は、古物営業法第4条第1号から第8号までに掲げる

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、又は第31条に規定する罪若しくは刑法第235条（窃盗罪）、第247条（背任罪）、第254条（遺失物等横領の罪）若しくは第256条第2項（盗品等運搬、盗品等保管、盗品等有償譲受け、又はその有償の処分のある）に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることなくなった日から起算して5年を経過しない者
- 3 集团的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して3年を経過しないもの
- 5 住居の定まらない者
- 6 古物営業法第24条の規定によりその古物営業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して5年を経過しない者（許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所が公示された日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）
- 7 古物営業法第24条の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日及び場所が公示された日から当該取消しをする日又は当該取消しをしないことを決定する日までの間に第8条第1項第1号の規定による許可証の返納をした者（その古物営業の廃止について相当な理由がある者を除く。）で、当該返納の日から起算して5年を経過しないもの
- 8 精神機能の障害により古物商又は古物市場主の業務を適正に実施するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適正に行うことができない者

のいずれにも該当しないことを誓約します。

令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日

静岡県公安委員会 殿

法人名称、所在地は登記のとおりに記載してください。

法人名称 株式会社静岡企画

所在地 静岡市葵区〇〇町〇番地の〇

氏名は住民票どおりに記載してください。

役員氏名 静岡 一郎

誓約書

私は、古物営業法第13条第2項各号に掲げる

- 1 未成年者
- 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、又は第31条に規定する罪若しくは刑法第235条（窃盗罪）、第247条（背任罪）、第254条（遺失物等横領の罪）若しくは第256条第2項（盗品等運搬、盗品等保管、盗品等有償譲受け、又はその有償の処分のある）に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることなくなった日から起算して5年を経過しない者
- 4 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して3年を経過しないもの
- 6 住居の定まらない者
- 7 古物営業法第24条の規定によりその古物営業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して5年を経過しない者（許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所が公示された日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）
- 8 古物営業法第24条の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日及び場所が公示された日から当該取消しをする日又は当該取消しをしないことを決定する日までの間に第8条第1項第1号の規定による許可証の返納をした者（その古物営業の廃止について相当な理由がある者を除く。）で、当該返納の日から起算して5年を経過しないもの
- 9 精神機能の障害により管理者の業務を適正に実施するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

のいずれにも該当しないことを誓約します。

令和〇〇年 〇〇月 〇〇日

静岡県公安委員会 殿

住所、氏名は住民票どおりに記載してください。

住所 静岡市葵区〇〇町〇番地の〇

氏名 静岡 一郎